モバイル市場の競争環境に関する研究会 事業者ヒアリング資料

2018年12月26日 UQコミュニケーションズ株式会社



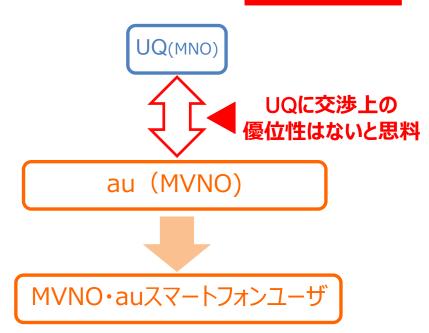
- 昨年度の「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会(モバイル検討会)」事業者ヒアリングで述べたとおり、第二種指定電気通信設備制度は「接続交渉上の優位性」を背景とした制度であり、当社の網構成や提供形態から、当社には「接続交渉上の優位性はない」ことから、第二種指定電気通信設備の指定の必要はないと考えます。
- 本研究会においてBWA事業者に対する二種指定設備制度適用の要否に関してご検討頂く際は、モバイル検討会報告書に記載されているとおり、特定移動端末設備のシェアのみならず「接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確に」した上で、ご議論頂きたいと考えます。
- なお、仮に、第二種指定電気通信設備に指定された場合、現行法令下で提供義務が課されているアンバンドル機能は主として音声役務を対象としたものとなっていること等から、当社では提供が困難な状況です。
- BWAやキャリアアグリゲーションを想定していない現行制度の手直しではなく、 5Gなど将来も見据えた規制のあり方の検討が必要であると考えます。

■ 当社2.5GHz帯(WiMAX 2+)の卸提供のうち、大半(*)はKDDIが MVNOやauユーザに"auとしてのキャリアアグリゲーション"を提供している ものであるため、当社に「接続交渉上の優位性があるか」という論点を踏まえた慎重な議論が必要

赤枠内は構成員限り

論点

UQコミュニケーションズには、 "auのキャリアアグリゲーション" に起因する契約数を背景とした MVNOへの「接続交渉上の優 位性」はあるか?



「モバイル検討会」報告書と「本研究会」主要論点案 UQWIMAX UQmobile

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書

第1章1. (3) 【第二種指定電気通信設備制度の適用の検討】

- ③ モバイルネットワークの接続料の透明性確保のための制度として、電気通信事業法では第二種指定電気通 信設備制度が設けられている。インフラの開放という従来からの見地に加えて、上記のグループ内外の同等性の 検証の見地からもこの制度の適用を検討すべきという意見があった。
- 4 これに関しては、MNOによるネットワーク提供について、透明性とMNOとMVNO間、MNOのネットワークの提 供を受けるMVNO同士の公平性等を確保するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確に **するとともに、**総務省で、報告を受けている**特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、**第二種指定電 気通信設備制度の適用を検討することが必要である。
- ⑤ その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置に ついて検討を行うことが必要である。そして、**不要なアンバンドル(接続料の設定)を行う等、適用されるルー** ルが過剰なものとならないようにする必要がある。

モバイル市場の競争環境に関する主要論点(案)

【Ⅱ.1.(5)二種指定設備制度の適用】

モバイル検討会報告書において、BWA事業者によるネットワーク提供について、透明性、公平性等を確保 するため、総務省において、**特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、**二種指定設備制度の適用を 検討することが必要であり、その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度 の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要であると指摘されている。こうした指摘も踏まえ、透明 性、公平性等を確保するため、BWA事業者の二種指定について検討するとともに、事業者間連携が進む中で の二種指定設備制度の在り方について検討することが必要ではないか。

第二種指定電気通信事業者に課せられる規制

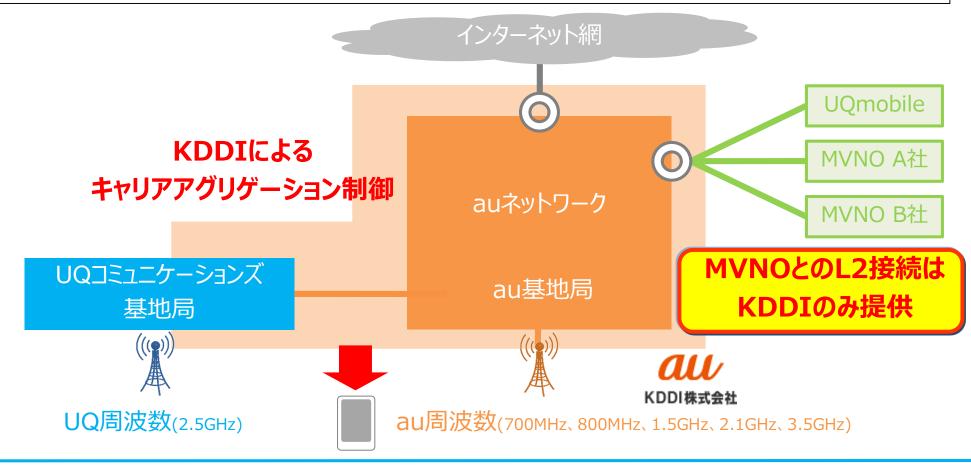
1. 「会計の整理」

- ●接続会計の作成・公表
- 接続会計の元となる会計は「電気通信事業会計」であることが必要
- 現在、当社は「電気通信事業会計」ではなく、「会社法会計(一般会計)」を適用
 - →「電気通信事業会計」への変更は**社内会計システムや運用の変更等によりコストと時間を** 要する状況

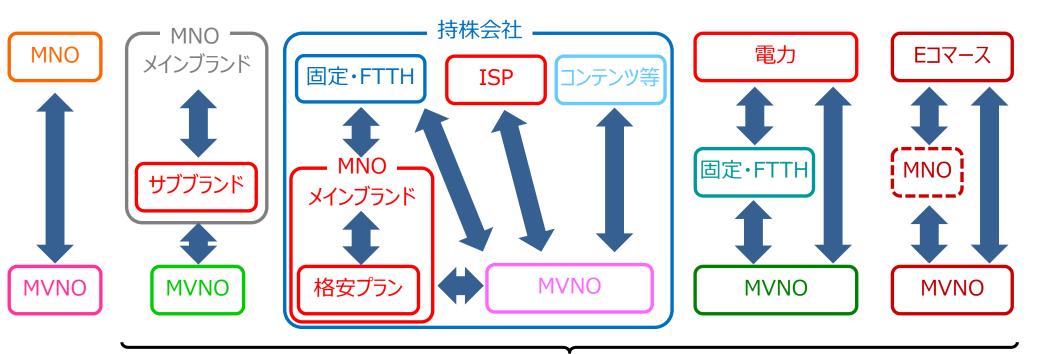
2. 「アンバンドル機能の提供」及び「接続約款の公表」

- ●開放が義務付けられているアンバンドル機能
 - ① 音声伝送交換機能
 - ② データ伝送交換機能(L2接続)
 - ③ 番号ポータビリティ転送機能
 - ④ ショートメッセージ伝送交換機能
- BWAは法令上080/090等携帯電話番号を用いた音声役務の提供は不可 →アンバンドル機能 ① ③ ④ は音声役務に係る機能のためBWAでは提供不可
- 当社が卸提供しているMVNOからは、L2接続要望をいただいていない
- 現在、MVNOに対する②L2接続はKDDIが提供しているため、現状設備で、当社がL2接続を提供することは不可であり、仮に実現したとしても接続対象事業者もいない

- 当社はKDDIに基地局部分を卸提供
- KDDIがキャリアアグリゲーションのサービスを提供しており、 当社としてMVNOにキャリアアグリーションサービスの提供は不可能



- 各MVNOやサブブランドの経営資源について、本来検証は不要
- 仮にグループ内取引を検証する場合、電気通信事業間に限定せず、各々グループ会社から「事実上の金銭的補助」を受けていないか等、公平に検証すべき
- 利用者料金水準は競争に委ねるべきであり、接続料との比較検証は不要



仮にグループ内取引を検証する場合、これらも全て対象とすべき

- BWAに対する二種指定設備制度適用要否の検討にあたっては、
 - ✓ 接続交渉上の優位性の考え方及び優位性の有無
 - ✓ BWAにおける特定移動端末設備のシェアの考え方
 - ✓ 二種指定すべきとなった場合に適用される規制内容 を包括してご検討頂きたいと考えます。なお、その際はモバイル検討会報告 書にも記載のとおり、適用される規制が過剰なものとならないようにして頂き たいと考えます。
- また、一部事業者様からの「グループ内取引検証のためにBWAに二種指定設備制度を適用すべき」とのご意見につきましては、「グループ内取引に関する議論」と「BWA二種指定設備制度適用要否の議論」とは趣旨が全く異なることから、切り離して議論すべきであると考えます。

接続ルール



- **固定通信**では、加入者回線系の設備(光ファイバ等)を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。」
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律(指定電気通信設備制度)等を課している。

